

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
 - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - (3) 資機材の提供
 - (4) 避難者及び傷病者の受入れ
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
 - 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。た

だし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。

3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第165条の定めるところによる。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。

3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 10 月 25 日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成 18 年 4 月 26 日に締結した「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、各団体記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 25 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合は、平成 24 年 10 月 25 日に締結した「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」（以下「協定」という。）第 13 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（全国知事会との連絡調整）

第 1 協定第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、関西広域連合広域防災局を担当する兵庫県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の近畿ブロック知事会の幹事県を担当し、他の地方ブロックの都道県に広域応援を要請する必要がある場合は、同協定に基づき被応援府県及び全国知事会等と速やかに連絡調整を行うものとする。

（被害状況等の連絡）

第 2 協定第 4 条第 1 項及び第 2 項の被害状況等の連絡は、「（危機の名称）における近畿府県の体制及び被害状況」（様式 1）により行うものとする。

（応援要請）

第 3 協定第 5 条第 1 項の応援要請は、「応援要請書」（様式 2 - 1）により行うものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同要請書を速やかに提出するものとする。

2 被応援府県は、応援内容を、「応援要請内訳書 1（職員の派遣）」（様式 2 - 2）、「応援要請内訳書 2（物資・資機材の提供）」（様式 2 - 3）又は「応援要請内訳書 3（その他）」（様式 2 - 4）により、関西広域連合（第 4 条第 1 項ただし書のカウナートパート方式による場合は当該被応援府県を割り当てられた応援府県）に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

（応援の割当て）

第 4 協定第 5 条第 2 項の応援の割当ては、応援府県に応援内容及び応援先を割り当てることにより行う。ただし、被応援府県が複数の場合は、原則として、応援府県に特定の応援先となる被応援府県を割り当てるカウナートパート方式により行うものとする。

2 前項ただし書のカウナートパート方式における応援府県に対する被応援府県の割当ては、地理的条件、被応援府県の被害状況、応援府県の規模並びに協定第 8 条第 1 項の緊急派遣による派遣元及び派遣先等を考慮して決定するものとする。

3 第 1 項ただし書のカウナートパート方式による場合においても、救援物資の保有状況、被災者の避難先に関する意向、災害廃棄物の受入余力等の問題により同一の被応援府県を割り当てられた応援府県だけでは対応が困難な場合は、その都度、関西広域連合が府県間調整を行い、カウナートパート方式の応援先にかかわらず、応援府県に応援内容及び応援先を割り当てるものとする。

（応援計画）

第 5 協定第 5 条第 2 項の応援計画は、「応援計画書」（様式 3）により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同計画書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、応援府県に応援内容及び応援先を割り当てる場合は、「応援計画内訳書 1（職員の派遣）」（様式 2 - 2）、「応援計画内訳書 2（物資・資機材の提供）」（様式 2 - 3）又は「応援計画内訳書 3（その他）」（様式 2 - 4）により、被応援府県及び応援府県に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものと

する。

3 第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合において、割り当てられた被応援府県を応援しようとする府県は、応援内容を、「応援計画内訳書1（職員の派遣）」（様式2-2）「応援計画内訳書2（物資・資機材の提供）」（様式2-3）又は「応援計画内訳書3（その他）」（様式2-4）により、当該被応援府県及び同府県を割り当てられた他の応援府県に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

（応援経費の負担）

第6 協定第7条第1項の経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被応援府県の負担とする。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費については、応援府県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被応援府県の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援府県の負担とする。
- (4) その他応援に要する経費については、原則として被応援府県の負担とする。

2 協定第8条第1項の緊急派遣に要する経費は、派遣職員が属する府県又は関西広域連合の負担とする。

（応援経費の請求）

第7 協定第7条第2項の規定により、応援府県が応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被応援府県に請求するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、第6で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援府県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被応援府県の知事に請求するものとする。

（緊急派遣）

第8 協定第8条第1項の緊急派遣は、甚大な被害が推測される府県が単数の場合には府県及び関西広域連合が行い、甚大な被害が推測される府県が複数の場合には府県が行うことを基本とし、緊急派遣を行う府県は、甚大な被害が推測される府県までの予測移動時間等を考慮して決定するものとする。

| 予測移動時間の短い順位の府県名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 福井県 | 滋賀県 (140分) | 京都府 (165分) | 大阪府 (182分) | 奈良県 (191分) | 三重県 (196分) | 兵庫県 (207分) | 和歌山県 (243分) | 徳島県 (308分) |
| 三重県 | 滋賀県 (76分) | 京都府 (101分) | 奈良県 (116分) | 大阪府 (134分) | 兵庫県 (170分) | 和歌山県 (178分) | 福井県 (196分) | 徳島県 (269分) |
| 滋賀県 | 京都府 (41分) | 大阪府 (61分) | 三重県 (76分) | 奈良県 (78分) | 兵庫県 (80分) | 和歌山県 (122分) | 福井県 (140分) | 徳島県 (179分) |
| 京都府 | 滋賀県 (41分) | 大阪府 (62分) | 奈良県 (85分) | 兵庫県 (88分) | 三重県 (101分) | 和歌山県 (123分) | 福井県 (165分) | 徳島県 (188分) |
| 大阪府 | 奈良県 (40分) | 兵庫県 (42分) | 滋賀県 (61分) | 京都府 (62分) | 和歌山県 (83分) | 三重県 (134分) | 徳島県 (141分) | 福井県 (182分) |
| 兵庫県 | 大阪府 (42分) | 奈良県 (78分) | 滋賀県 (80分) | 京都府 (88分) | 和歌山県 (111分) | 徳島県 (116分) | 三重県 (170分) | 福井県 (207分) |
| 奈良県 | 大阪府 (40分) | 滋賀県 (78分) | 兵庫県 (78分) | 京都府 (85分) | 和歌山県 (104分) | 三重県 (116分) | 徳島県 (177分) | 福井県 (191分) |
| 和歌山県 | 大阪府 (83分) | 奈良県 (104分) | 兵庫県 (111分) | 滋賀県 (122分) | 京都府 (123分) | 三重県 (178分) | 徳島県 (211分) | 福井県 (243分) |
| 徳島県 | 兵庫県 (116分) | 大阪府 (141分) | 奈良県 (177分) | 滋賀県 (179分) | 京都府 (188分) | 和歌山県 (211分) | 三重県 (269分) | 福井県 (308分) |

経路検索サイトで各府県庁から他の府県庁までの自動車（高速道路を使用）での予測移動時間を検索した。

(資料の交換)

第9 協定第10条の応急活動に必要な参考資料については、次のとおりとする。

- (1) 危機発生時の連絡窓口及び担当者の氏名
- (2) 関係機関の名称、所在地及び連絡窓口
- (3) 緊急物資及び資機材等の保有状況
- (4) その他必要と考えられる事項

(連絡会議の実施)

第10 協定第11条の連絡会議の運営については、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく連絡会議運営規程」に定めるものとする。

(協定適用実績の保存)

第11 協定に基づき実施した相互応援活動の実績については、関西広域連合が取りまとめて府県で共有及び保存し、その後の相互応援活動に生かすものとする。

(その他)

第12 協定第1条各号の個別の危機に関する相互応援活動の実施につき必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定実施細目に定めのない事項については、その都度、府県及び関西広域連合が協議して定めるものとする。

附 則

この協定実施細目は、平成25年3月6日から適用する。

平成25年3月6日

福井県危機対策監

三重県防災対策部長

滋賀県防災危機管理監

京都府危機管理監

大阪府危機管理監

兵庫県防災監

奈良県危機管理監

和歌山県危機管理監

徳島県危機管理部長

関西広域連合広域防災局長

(様式1)

(危機の名称)における近畿府県の体制及び被害状況

年 月 日 時現在

| 府県名 | 体制 | 被害状況 | | | | | | | | 避難状況 | | | | 備考 |
|---|----|-------|----------|--------|-------|-------|---------|---------|---------|------------|--------------|------|-----|----|
| | | 人的被害 | | | 住家被害 | | | | | 避難指示による避難 | | 自主避難 | | |
| | | 死者(人) | 行方不明者(人) | 負傷者(人) | 全壊(棟) | 半壊(棟) | 一部破損(棟) | 床上浸水(棟) | 床下浸水(棟) | 避難準備情報(世帯) | 避難勧告・避難指示(人) | (世帯) | (人) | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記入例</div> 県 災害警戒本部 (月 日 時 分設置) 災害対策本部 (月 日 時 分設置) | 17 | 28 | 4 | 53 | 6 | 15 | 226 | 186 | 6,183 | 28,467 | 119 | 215 | | |
| 福井県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 滋賀県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都府 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 徳島県 (月 日 時 分設置) | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | |

1 可能な限り内容を明記すること。

2 前回からの変更箇所には下線を付けること。

(様式 2 - 1)

第 号
年 月 日

関西広域連合長 様

要請府県知事名 印

応 援 要 請 書

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由

- 2 添付書類
 - ・ 体制及び被害状況 (様式 1)
 - ・ 応援要請内訳書 1 (様式 2 - 2) から応援要請内訳書 3 (様式 2 - 4)

- 3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E - m a i l

当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書 1 (様式 2 - 2) から応援要請内訳書 3 (様式 2 - 4) のみを関西広域連合 (カウンターパート方式による場合は自府県を応援する府県) に提出すること。

(様式2 - 2)

応援要請(計画)内訳書1(職員の派遣)

年 月 日 時作成

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|------|------|-------|--------|
| | 団体名 | 担当部署名 | 担当者名 | 電話番号 | FAX番号 | E-mail |
| 被 応 援 府 県 | | | | | | |
| 応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体 | | | | | | |

| 応援要請内訳(被応援府県記入欄) | | | | | | | | 応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄) | | | | | |
|------------------|-----|------------------|-----|-------------------|---|-----------|---|------------------------|------|-------------------|--------------------------------------|-------|---|
| 応援要請内訳書1作成月日時 | 職種 | 活動内容 | 人員 | 期間 | 場 所 1 | 交通手段 2 | 連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail | 応援府県名 | 人員 | 期間 | 場 所 | 交通手段 | 連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail |
| 00月00日 00時 | 土木職 | 道路災害復旧事業(設計書作成等) | 30人 | 00月00日 ~00月00日 | 土木事務所 (市) ほか 詳細は右記担当部署と調整してください。 | 陸路可 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp | 県 | 5人 | 00月00日 ~00月00日 | 土木事務所 (市) | 電車 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp |
| | | | | | | | | 府 | 10人 | 00月00日 ~00月00日 | 土木事務所 5人 (市) ××土木事務所 5人 (市) | 電車、バス | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp |
| | | | | | | | | 県 | 5人 | 00月00日 ~00月00日 | 土木事務所 (市) | 公用車 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp |
| | | | | | | | | | 残10人 | | 全国知事会を通じて他ブロックの都道県に要請中 | | |

- 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。)
- この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2 - 3)

応援要請(計画)内訳書2(物資・資機材の提供)

年 月 日 時作成

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|------|------|-------|--------|
| | 団体名 | 担当部署名 | 担当者名 | 電話番号 | FAX番号 | E-mail |
| 被 応 援 府 県 | | | | | | |
| 応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体 | | | | | | |

| 応援要請内訳(被応援府県記入欄) | | | | | | | | 応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄) | | | | | | | | | |
|------------------|---------------|---------------|-------|----------|---------|----------|--------------------------------|--|--------|--------|-----------------|----|---------|---|-------------------------|---------------------|---|
| 応援要請内訳書2作成月日時 | 必要時期 | 品目 | 規格・用途 | 数量 | | 場 所 1 | 輸送手段 2 | 連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail | 応援府県名 | 発送時期 | 品目 | 規格 | 数量 | | 場 所 | 輸送手段 | 連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail |
| | | | | 単位 | | | | | | | | | 単位 | | | | |
| 記入例 | 00月00日 00時 | 00月00日 ~未定 | 食料 | 調理が簡単なもの | 100,000 | 食 | 県 市、 町内 詳細は右記担当部署と調整してください。 | 陸路可 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp | 県 | 00月00日 | アルファ化米 | | 30,000 | 食 | 県 市 体育館 | 陸路 トラック 台 運輸機 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp |
| | | | | | | | | 府 | 00月00日 | アルファ化米 | 五目ごはん 100g/袋 | | 40,000 | 食 | 県 市 センター | 陸路 トラック 台 運輸機 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp |
| | | | | | | | | 県 | 00月00日 | 乾パン | 100g/缶 | | 10,000 | 缶 | 県 町 体育館 | 陸路 トラック 台 運輸機 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg.jp |
| | | | | | | | | | | | | | 残20,000 | 食 | 全国知事会を通じて他ブロックの都道府県に要請中 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
- 2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 3 可能な限り内容を明記すること。
- 4 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- 5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式2 - 4)

応援要請(計画)内訳書3(その他)

年 月 日 時作成

| | 団体名 | 担当部署名 | 担当者名 | 電話番号 | FAX番号 | E-mail |
|-------------|-----|-------|------|------|-------|--------|
| 被 応 援 府 県 | | | | | | |
| 応援計画内訳書作成団体 | | | | | | |

| 応援要請内訳(被応援府県記入欄) | | | | | | 応援計画内訳(応援計画内訳書作成団体記入欄) | | | | | |
|----------------------|------------------------|-----------|--------------------|-----------------------|---|------------------------|------------------------|--------------|--------------------|-----|---|
| 応援要請内訳書3作成月日時 | 内 容 | 要請元等 | 期 間 | 備 考 | 連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail | 応援府県名 | 内 容 | 受入れ先等 | 期 間 | 備 考 | 連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail |
| 記入例 00月00日 00時 | 避難者の受入れ (避難者数約300名) | 市 | 00月00日~ (1か月程度) | 移動用バスは被災 府県で確保可 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp | 府 | 避難者の受入れ (避難者数約300名) | 総合体育館 (市) | 00月00日~ (1か月程度) | | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp |
| 00月00日 00時 | 傷病者の受入れ (傷病者1名) | (病院 市) | 00月00日~ (終期未定) | 疾患 市の救急車に て搬送予定 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp | 県 | 傷病者の受入れ (傷病者1名) | 病院 (市) | 00月00日~ (終期未定) | | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp |
| 00月00日 00時 | 遺体の火葬 (遺体100体) | 町 | 00月00日~ | 搬送手段は被災府 県で確保可 | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp | 県 | 遺体の火葬 (遺体100体) | 火葬場 (市) | 00月00日~ | | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp |
| 00月00日 00時 | 災害廃棄物の処理 (可燃物10万トン) | 市 | 00月00日~ | | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp | 府 | 災害廃棄物の処理 (可燃物7万トン) | 処分場 (市) | 00月00日~ | | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp |
| | | | | | | 県 | 災害廃棄物の処理 (可燃物3万トン) | 処分場 (市) | 00月00日~ | | 課 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 00000@pref.00000.lg .jp |
| | | | | | | | | | | | |

- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。)
- この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式3)

第 年 月 日 号

被応援府県知事及び応援府県知事 様

関西広域連合長 印

応援計画書

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 被応援府県名及び応援を要請する理由

2 応援の割当て

(通常の場合(カウンターパート方式によらない場合))

別添の応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のとおり

(カウンターパート方式による場合)

| 被応援府県 | 左記府県を応援する府県 |
|-------|-------------|
| | |
| | |
| | |

被応援府県は、自府県を応援する府県に、応援要請内訳書1(様式2-2)から応援要請内訳書3(様式2-4)を随時提出すること。

3 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)(カウンターパート方式による場合は応援要請内訳書1から応援要請内訳書3の写し)

4 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のみを発出すること。